

令和 7 年度

(2025 年度)

伊丹市内部統制評価報告書審査意見書

伊丹市監査委員

伊 監 第 84 号
令和 8 年 8 月 25 日
(2026 年)

伊丹市長 中田 慎也 様

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

令和 7 年度（2025 年度）伊丹市内部統制評価報告書に関する審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 7 年度（2025 年度）
伊丹市内部統制評価報告書を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和 7 年度伊丹市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度伊丹市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

第 2 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、の各点について審査を実施した。

審査に当たっては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表、令和 6 年 3 月改定。以下「ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 3 審査の日程

令和 8 年（2026 年）6 月 26 日から同年 8 月 25 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された報告書については、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載の一部に意見があるものの、その記載は概ね相当であると認められた。

なお、結果の詳細は次のとおりである。

Ⅰ 評価手続に係る記載について

評価手続を把握した上で、内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか、という観点から実施した。

(Ⅰ) 全庁的な内部統制について

ガイドラインに示された全庁的な内部統制の評価項目が、報告書に漏れなく記載され、全項目について評価を実施しているかを確認したところ、全ての項目について記載し、評価も実施されており、また、前年度に留意すべき事項としていた、評価項目に対応する例規等の漏れについて、該当する各例

規等を全て把握した上で、不備の有無の把握及び有効性の評価を実施していることから、評価手続に係る記載は概ね相当であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制について

把握すべき内部統制の不備がリスク評価シート、リスク一覧及びリスクの影響度・発生可能性に基づくリスク分析により漏れなく把握されているか等を確認したところ、一部の所属において、内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について、「リスク無し」との自己評価が行われていたが、他者評価では「重大な不備あり」と判断されたものがあり、所属による自己評価と評価部局による他者評価に差異が生じていたこと、また、所属によるリスク評価シートの記載内容に矛盾が生じた場合であっても、所属及び評価部局がそのことを認識していない事例が散見されたことから、不十分であると認められた。

2 評価結果に係る記載について

市長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかという観点から審査を実施した。

(1) 本市の財務に関する事務に係る内部統制の評価結果について

報告書において、本市の財務に関する事務に係る内部統制の評価結果は、「運用上の重大な不備を4件把握した」とされており、「本市の財務に関する事務に係る内部統制は有効に運用されていない」とされている。この点について、記録の閲覧や評価部局への質問等により審査した限りにおいて、評価結果の判断は相当であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

「報告書 附属書類」において、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は、「評価対象期間中に整備上の不備と認められるものは1件把握した」とされている。

整備状況についての評価結果の審査に当たっては、評価部局から提出されたリスク評価シートの内容を踏まえ、当年度においてリスクが高いと判断された事務、過去に内部統制の評価作業又は監査等において把握されたリスク等についてどのような対応策がとられたのか等について確認した上で、これらの事項についての記録の閲覧や評価部局及び各所属への質問等により、事実確認を行い審査した。その結果、今回の評価は、評価部局から当該所属に対して、整備の現状及び未了の原因について、記録の閲覧や当該所属への質問等により評価結果に至るまでの経緯や資料を確認できたことから、前回の

監査意見書で不十分な事項として示した「評価結果に至るまでの経緯を示す十分な資料を確認することができなかった」点について、評価手続に係る記載は概ね相当であると認められた。

業務レベルの内部統制の運用状況についての評価結果は、「運用上の不備を27件把握し」、さらにこのうち、「重大な不備に至る事案については4件把握した」とされている。

運用状況の評価結果の審査に当たっては、リスク発現事案の周知により公表された内容やリスク評価シート、不備チェックリストにより、市長が行った内部統制の運用状況についての評価結果が適切かどうか、特に、4件の重大な不備の位置づけが妥当か、他に重大な不備に該当するものはないかについて審査した。その結果、今回の評価は、新たに不備の量的・質的重要性を判定する不備チェックリストを導入して行われていることから、前回の監査意見書で不十分な事項として示した「評価結果に至るまでの経緯を示す十分な資料を確認することができなかった」点について、不備チェックリストに一部留意すべき事項があるものの、評価結果に至るまでの経緯は一定明確になっており、評価手続に係る記載は概ね相当であると認められた。

第5 審査結果を踏まえた付記意見

評価手続及び評価結果に係る記載の一部について不十分な事項及び留意すべき事項について、以下のとおり意見する。

1 不十分な事項について

リスク評価シートについて

(1) 所属と評価部局との認識の差異について

一部の所属において、内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について、「リスク無し」との自己評価が行われていたにもかかわらず、他者評価では「重大な不備あり」と判断されたものがあり、所属と評価部局において自己評価と他者評価に差異が生じていた。

昨年度の伊丹市内部統制評価報告書審査意見書において、リスク評価シート作成の基礎となる内部統制制度上のリスクの捉え方等が各所属に対して、十分に周知されていないことが要因であると考えられるため、制度への理解を深めるための研修の実施等、必要な措置を講じることを求めたところである。

今年度において、法務主任を対象に内部統制制度について研修を実施する等、各職員の内部統制制度に対する理解が浸透しつつあるが、リスク評価シート作成にあたり、各所属と評価部局との認識の差異が依然認められること

から、引き続き、その差異を埋めるべく、リスク評価シートの作成方法をはじめとした、制度への理解を更に深めるために全庁的な研修の実施等、内部統制制度を確実なものとさせるための工夫や必要な措置を講じてもらいたい。

(2) 評価シートの適正な記載について

所属から提出されたリスク評価シートについて、所属が所属内にリスクが発生しうる事務があることを識別して記載しているにもかかわらず、「既存のリスク対応策の有無」の項目を「無」と記載しているもの、また、この場合に、「新規策定、改善等の種別」の項目でも「既存の対応策を継続（策定も改善もしない）」するといった、記載すべき項目が適切に記載されていないケースが散見された。また、これらに対する評価部局による他者評価において、「不備なし」と判断されているものがあった。

所属によるリスク評価シートを作成する際に、記載内容に不整合や漏れが生じている場合には、評価シートのデータ上で注意喚起が表示される仕組みの導入や評価部局における点検や確認体制の強化策について検討してもらいたい。

2 留意すべき事項

他者評価における重大な不備に係る評価基準について

報告書の「4 不備の是正に関する事項」について、評価部局から提出された不備チェックリストを確認したところ、「大きな社会的な不利益に関する事項」について、「市政に対する信用失墜の程度」として「管理体制の信用信頼の棄損」「業務懈怠等の不適正な事務処理」「職員の非違行為等」を、「事案の質的な重大性」として「事案の経緯」「プレス発表」「職員の懲戒処分等」を、それぞれ評価項目として掲げている。

上記項目の内、「職員の非違行為等」、「プレス発表」及び「職員の懲戒処分等」については、これらに該当する事実に基づき認定するものであり客観的に評価できる一方、「管理体制の信用信頼の棄損」、「業務懈怠等の不適正な事務処理」及び「事案の経緯」については、事案ごとに背景、状況、影響の範囲や程度が大きく異なることから、どのような事案や程度のものがこれらに該当するのか不明瞭な部分が認められる。不備の重大性の有無を評価するにあたり、恣意的な判断が介入する余地をなくし、より客観的に評価できるよう改善を図り、内部統制の充実を進めていただきたい。